

福祉のまちづくり条例の運用 Q&A

この資料は、長崎県福祉のまちづくり条例の内容を補足するもので、過去に問い合わせが多かった内容等について整理し、建築を計画されている方々への参考となることを期待したものです。

○ 目次

1. 福祉のまちづくり条例における用語の定義

- 1) 特定生活関連施設
- 2) 新築等
- 3) 高齢者、障害者等
- 4) 「あらかじめ」

2. 届出が必要な工事

- 1) 届出対象の工事種別
- 2) 届出対象規模の考え方
- 3) 一つの建物に複数用途が含まれる場合（複合建築物）の取扱い

3. よくある質問

- 1) 総則・用語等
- 2) 新築以外の取扱い
- 3) 特定生活関連施設の個別用途毎の留意事項
- 4) 整備基準の適用等に関する留意事項

1. 福祉のまちづくり条例における用語の定義

1) 特定生活関連施設

不特定多数の者の利用に供されることが一般的な建築物、特定多数の者が利用する建築物で「学校」「社会福祉施設」の用に供されるもののほか、路外駐車場で一定規模以上のもの、さらに、道路、公園等をいいます。

詳しくは、施行規則第2条に規定されています。

2) 特定生活関連施設の新築等

新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとするもの（施設の用途及び規模を条例第2条別表第1に該当する特定生活関連施設に変更しようとする場合を含む。）

3) 高齢者、障害者等

高齢者、障害者並びに妊産婦、幼児のほか、日常生活又は社会生活において行動上の機能の制限を受ける者と定義しています。

4) 「あらかじめ」

「あらかじめ」とは、工事に着手する前をいいます。

2. 届出が必要な工事

1) 届出対象の工事種別

以下の工事についても、届出が必要となります。

いずれの工事区分にあっても、工事を行う部分を届出の対象としています。

- (1) 新築
- (2) 新設
- (3) 増築
- (4) 改築
- (5) 移転
- (6) 大規模の修繕・大規模の模様替え
- (7) 用途変更

2) 届出対象規模の考え方

届出の対象施設となるかは、建築物の用途並びに規模により判断されます、用途の判定については原則として「棟」単位で行います。

3) 一つの建物に複数用途が含まれる場合（複合建築物）の取扱い

建築物の主たる用途を基準に特定生活関連施設の対象となる用途部分の延べ床面積（用途面積）にて判断します。

ただし、建築物の計画により、例えば1棟の建築物ではあるが出入口が異なる、或いは事業者が異なるなどにより、明らかに異なる施設であると判断される場合は、専用部分の用途・面積により特定生活関連施設であるか否かの判断を行う場合があります。

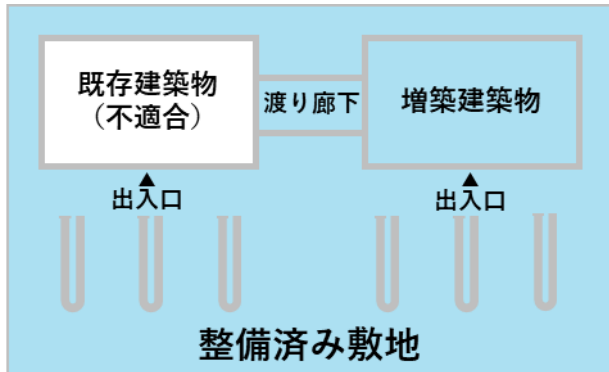
3. よくある質問

1) 総則・用語等

総則・用語の定義・適用エリア			
番号	項目	質問	回答
1	手続き	○ 建築確認申請との関係 建築確認申請が不要な特定関連施設は、福祉のまちづくり条例の届出は必要ないか	建築確認申請が不要であっても、福祉のまちづくり条例の特定生活関連施設の届出対象に該当すれば、福祉のまちづくり条例に基づく手続きが必要となります。
2	手続き	○ バリアフリー法との関係 バリアフリー法の認定の申請を行った施設について条例の適合証の請求は可能か	バリアフリー法の認定施設については福祉のまちづくり条例の届出不要となっていますが、適合証の交付請求は可能です。 この場合、バリアフリー法と福祉のまちづくり条例で規定が異なる内容について注意が必要です。
3	手続き	○ 福祉のまちづくり条例における敷地の考え方 福祉のまちづくり条例の整備基準は、隣地を含めて適合させればよいか	基本的に、特定生活関連施設の敷地内で、整備基準を適合させる必要があります。
4	手続き	○ 工事完了 工事が完了した場合の手続きについて	福祉のまちづくり条例に基づく届出は完了届出の提出により完結されます。 条例に適合しているかの現地完了検査は、「適合証の交付申請」が提出された場合にのみ実施します。
5	手続き	○ 適合証 適合証請求の申請時期について	適合状況が確認できる時点であり、基本は外構工事を含めた全ての工事が完了した時点となります。
6	手続き	○ 既完了物件の変更 工事完了後の届出内容に変更を加える工事を行った場合の手続きについて	届出が必要となる規模の改修工事を除き、変更の手続きは有りません。 届出された内容から変更になる場合には、福祉のまちづくり条例に不適合とならない様にして下さい。 なお、適合証の交付を行っている施設にあっては、変更により条例への不適合となれば、適合証の返還の対象となりますのでご注意ください。

7	用語	<p>○ 特定生活関連施設の対象施設の判断</p> <p>福祉のまちづくり条例の適用の考え方は</p>	<p>福祉のまちづくり条例の適用の判断における特定建築物及び規模については、棟ごとに判断します。</p> <p>※「学校」のみ敷地単位で判断します。</p>
8	用語	<p>○ 増築した特定生活関連施設の用途の判断</p> <p>渡り廊下の増築で、一の建築物となる場合の、福祉のまちづくり条例上の用途の考え方は</p>	<p>渡り廊下で接続されていても、棟ごとの管理が各々で出来ている場合は、別棟扱いとします。</p> <p>つまり、それぞれの棟が独立して機能・利用できるかを客観的に見て判断します。</p> <p>福祉のまちづくり条例上の同一棟とは次の場合を言います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部出入口を共用している。 2 受付、事務室、便所又は昇降機等を共用している。 3 管理部門を共用し、屋内通路や階段も共用している。
9	用語	<p>○ 不特定多数の者の利用</p> <p>「不特定多数の者の利用に供される」とは</p>	<p>利用者が特定されず、多くの一般の方が自由に利用できることを指します。</p>

2) 新築以外の取扱い

新築以外の場合の取扱い			
番号	項目	質問	回答
1	増築	○ 既存部分への適用 増築等における既存部分(敷地内通路、駐車場)への整備基準の適用について	建築物本体のみの増築等の際、既存の屋外施設に整備基準の適用はされません。可能な限り、整備基準を満足できるよう努めてください。 ※適合証の交付にあたって整備が必要になる場合があります。(2) 新築以外を取扱い 番号2参照)
2	増築	○ 適合証交付に関する別棟の取扱い 既存建築物に増築する場合の適合証交付の取扱いについて	以下の全てを満たす場合、別棟と判断して適合証の交付等がされます。 ① 既存部分(不適合)と新築等部分との用途が異なる場合等、既存部分と増築部分がそれぞれ独立した建築物としての機能を有している場合 ② 既存部分(不適合)と新築等部分を接続する廊下等が通行のみに供されている場合 ③ 既存部分(不適合)と新築等部分の各々が外部出入り口を有している場合 ④ 既存の敷地内通路及び車いす使用者用駐車区画を共有して使用するとき、それらが整備基準を満たしている場合  <p>※青色部分のみに適合証が発行されます</p>
3	対象建築物	○ 仮設建築物 仮設建築物を建築等する場合に条例は適用されるか	建築基準法第85条に基づく仮設建築物については一定期間の使用後に解体等されることとなりますので、手続きの必要はありません。

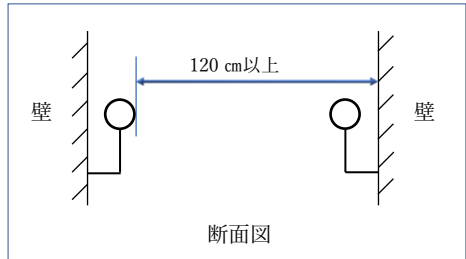
3) 特定生活関連施設の個別用途毎の留意事項

個別用途に関する留意事項			
番号	項目	質問	回答
1	学校	<p>○ 学校の整備基準</p> <p>学校に適用される整備基準の適用範囲について、確認したい。</p>	<p>原則として、学校教育法に基づき整備されるすべての施設を対象に棟単位で適用します。</p> <p>なお、「敷地内通路」、「廊下等」、「便所」については、「敷地単位」とし、やむを得ない場合は以下のとおり取り扱うことができます。</p> <p>◎ 「敷地内通路」：主たる施設である「管理棟」と道等を結ぶ1つの通路を整備の対象とします。</p> <p>◎ 「廊下等」：各棟を結ぶ「渡り廊下」の段差解消については、原則としてスロープを設置することとしますが、同等の代替え措置も可能とします。</p> <p>◎ 「便所」：「管理棟」、「教室棟」、「体育館」については、不特定多数の者が利用する便所を設けるときは、車いす使用者用便房を1以上設けることとし、それ以外の施設にあっては学校側の判断を基に整備を検討して下さい。</p> <p>※関連資料「特定生活関連施設と整備基準の適用例 ★例-2」</p>
2	学校	<p>○ 学校（体育館便所）</p> <p>学校の体育館に便所を設ける場合、便所の整備基準は適用されるのか。</p>	<p>便所の整備基準が適用されます。</p> <p>これは、不特定多数の者の利用が想定され、また、災害時の避難所としての利用も考慮し、積極的に整備されるべき施設であると判断しているためです。</p>
3	保育所	<p>○ 保育所の適用</p> <p>保育所は特定生活関連施設に該当するのか。</p> <p>また、該当する場合は適用される整備基準について確認したい。</p>	<p>保育所については、以下の取り扱いとなります。</p> <p>特定生活関連施設に該当し、「社会福祉施設」に区分されません。</p> <p>保育所は児童福祉法第35条に基づく施設であり、俗に言う無許可保育所は含まれません。</p> <p>① 整備の対象者 施設利用者である園児（ただし、乳幼児（0～1歳）を除く。）</p> <p>② 整備基準の考え方 重度の視覚障害者の利用は考え難いことから、視覚障害者に配慮することを想定した整備基準は適用しませんが、軽度の障害又はけが等により一時的に身体上の機能の制限を受ける園児への配慮は必要と考えられる為、上記以外の整備基準については適合させる必要があります。</p>

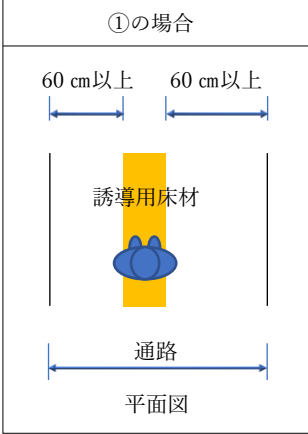
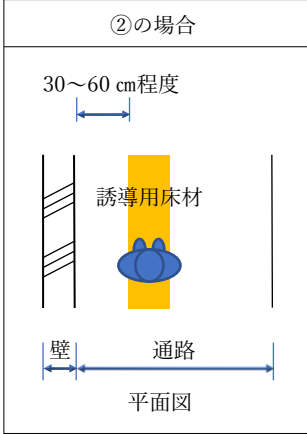
4	保育所	<p>○ 保育所（敷地内通路）</p> <p>保育所の敷地内通路に関する整備基準はどの様になるか。</p>	<p>基本的に保育所は重度の視覚障害者の利用は考え難いこと、また、常時、保育士などによる人的な対応が可能であることから、誘導用床材敷設等の視覚障害者に配慮することを想定した整備基準のみ適用除外とします。</p>
5	認定こども園	<p>○ 幼稚園又は保育所の併設</p> <p>認定こども園に幼稚園又は保育所を併設する場合の整備基準の適用について確認したい。</p>	<p>「幼保連携型」の認定こども園の区分は、「学校」と同時に「社会福祉施設」としての性質も有しますが、「幼稚園型」及び「保育所型」の認定こども園については、主用途により判断して、「学校（幼稚園型）」又は「社会福祉施設（保育所型）」として整備基準を適用します。</p> <p>また、敷地内の整備基準についても同様に取り扱います。</p> <p>なお、幼稚園と保育所の用途が明確に区分され、別棟となる場合は建物毎に整備基準を適用します。</p> <p><「学校」と「社会福祉施設」で異なる主な整備基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道等から受付までの誘導用床材敷設・・・「学校」は適用外 ・階段等における注意喚起材敷設・・・「学校」は適用外 ・授乳場所の設置・・・「学校」は適用外 ・防 火 扉・・・「学校」は適用外 ・エレベーター（床面積 2000 m²以上）・・・「学校」は適用外 ・自動火災報知設備（床面積 2000 m²以上）・・・「学校」は適用外
6	認定こども園	<p>○ 子育て支援センターの兼用</p> <p>認定こども園に子育て支援センターを同一棟内で兼用する場合の整備基準の適用について確認したい。</p>	<p>認定こども園の同一棟建物内に子育て支援センターを兼用する場合は、建物全体を認定こども園として取扱います。</p> <p>ただし、子育て支援センターの利用者は地域の子供、保護者等であることに留意し、建物内は以下の整備が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援センターに至る経路には視覚障害者への対応が必要 ・ 車いす利用者用便房（一般用）の設置が必要 ・ 支援センターに至る動線には、設置可能な範囲に手すりの設置が必要 <p>ただし、子育て支援センターを同一棟で併設する場合や別棟にて設置される場合は、「社会福祉施設（児童福祉施設）」として、整備基準が全て適用されます。〔敷地、建物（授乳場所の設置等も必要。）〕</p>
7	社会福祉施設	<p>○ 「客室」の適用範囲</p> <p>社会福祉施設における整備基準の「客室」とはどのような室をいうか。</p>	<p>「客室」の適用を受ける社会福祉施設は、施行規則別表第1に掲げる「不特定多数の人の利用を想定した社会福祉施設」のうち、当該施設を利用する宿泊用の「客室」が対象となります。</p> <p>施行規則別表第3に掲げる社会福祉施設（特別養護老人ホーム等の特定多数の人が利用する入所施設）に入所する家族が一時的に滞在する「家族室等」は対象外となります。</p>

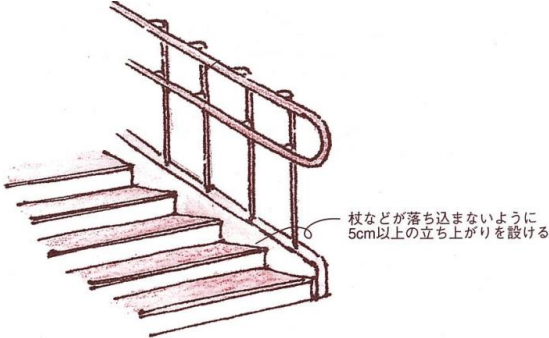
8	公園	<p>○ 公園の便所</p> <p>公園内の便所の整備基準及び審査窓口はどのようになるか。</p>	<p>整備基準は、公園内の便所の規定が適用されます。</p> <p>既存の公園内の便所の建替え等、建築物だけが届出の対象となる場合は、建築部局が審査窓口となります。</p> <p>また、公園の新設に伴い便所を整備する場合は、福祉部局が審査窓口となります。</p>
9	公園	<p>○ 公園内の複数便所</p> <p>公園に複数の便所が存在する場合、それぞれに車いす使用者用便房が必要か。</p>	<p>原則としてそれぞれに車いす使用者用便房を設置する必要があります。</p> <p>ただし、利用上（車いす使用者にとって）支障ない程度の距離及び地形に便所が設置される場合は、何れか一か所に車いす使用者用便房を設置する事が可能となります。</p> <p>また、車いす使用者用便房の設置にあたっては、その他の便所（男子用又は女子用）との兼用を避けるよう配慮をお願いします。</p>

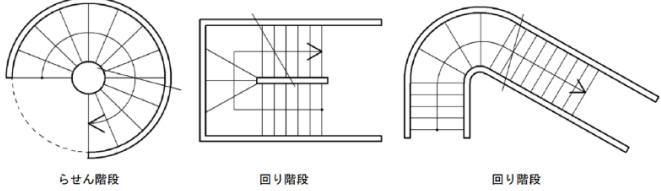
4) 整備基準の適用等に関する留意事項

整備基準に関する留意事項			
番号	項目	質問	回答
1	敷地内通路	○ 敷地内通路の適用範囲 整備基準の敷地内通路(3)の法文解釈について、「建物出入口から道路まで」又は「建物出入口から車いす使用者用駐車場まで」のどちらかを適合させればよいと解釈してよいか。	敷地内通路(3)の基準については、下記の①、②の通路をそれぞれ1以上適合させる必要があります。 ① 各外部出入口から特定生活関連施設の敷地の接する道若しくは空地まで。 ② 各外部出入口から車いす使用者が利用する自動車の駐車のために供する部分まで。
2	敷地内通路	○ 敷地内通路の歩車道分離 敷地内通路について、歩車分離とする必要があるか。	敷地内通路の整備基準において、歩車分離の規定はありませんが、施設利用者の安全に配慮した計画とすることが望まれます。
3	敷地内通路	○ 勾配の測定位置 傾斜路の計画における勾配の測定位置はどこか。	勾配の測定については、幅員の中心部で測定することを基本としています。
4	敷地内通路	○ 階段とスロープの「併設」 階段とスロープの「併設」とは、どのような形体のことか。	長崎県福祉のまちづくり条例における「敷地内通路」の基準は、「出入口から道」及び「出入口から駐車場」に至る経路における基準と判断します。当該経路における「起点」と「終点」部分に明確に階段と傾斜路が存在することが確認できる形態のものを「併設」と判断できると考えます。
5	敷地内通路・廊下	○ 階段・傾斜路の有効幅員 敷地内通路や廊下に階段・傾斜路を設置した場合において、手すりが必要となるが、その場合の有効幅員の取り方はどうなるか。	<p>下図のとおり、片側の手すりの通路側の面から反対側の壁面までの内法寸法となります。</p>  <p>断面図</p> <p>建築基準法の規定による「階段に代わる傾斜路」については、建築基準法同様に緩和があるものとして取扱い可能です。</p> <p>廊下の有効幅員については、手すり設置による緩和はありませんので注意して下さい。</p>

6	敷地内通路	<p>○ 排水溝等の蓋の仕様について</p> <p>排水溝等の蓋で、車いす使用者等の通行に支障ない構造とはどのようなものか。</p>	<p>福祉のまちづくり条例では、施設利用者が通行する部分に設置されるグレーチング等については「細目」の使用を推奨しています。これは、グレーチングへの杖の差し込み、車いす・ベビーカーの車輪の落ち込み等による事故を防止する観点での取扱いです。</p>
7	敷地内通路	<p>○ 傾斜路の踊り場について</p> <p>高さが75cmを超えない場合であっても、傾斜路の途中で車いすの方向転換が必要な場合は踊り場が必要か。</p>	<p>整備基準では高さ75cmを超える場合に休憩スペースとしての踊り場（踏幅150cm以上）の設置を規定しています。</p> <p>高さ75cmを超えない場合であっても、車いすの方向転換をする必要がある場合は、方向転換が可能な平坦部（踏幅150cm以上）の設置を推奨します。</p> <div data-bbox="847 748 1436 1167" data-label="Diagram"> </div>
8	敷地内通路	<p>○ 手すりの必要な勾配</p> <p>敷地内通路の場合、どの程度の勾配より手すりの設置を必要とするか。</p>	<p>勾配が 1/20 を超える場合には手すりを設ける必要があります。</p>
9	敷地内通路	<p>○ 傾斜路の縁端部立上り</p> <p>壁のない傾斜路において、縁端部にフェンス等を設置した場合でも5cm以上の立ち上がりを設ける必要があるか。</p>	<p>フェンス等の設置により脱輪防止の効果は期待できるが、杖使用者の杖の落ち込みが予想されるため、5cm以上の立ち上がりは必要である。</p>

10	敷地内通路	<p>○ 誘導用床材</p> <p>敷地内通路の誘導用床材について、敷設の位置に関する基準はあるか。</p>	<p>通路内に点字ブロック（誘導用ブロック）を敷設する場合</p> <p>① 通路両サイドがオープンになっている場合は、その通路の端から 60 cm以上の余幅を設ける。</p> <p>② 通路の片側が手摺又は壁になっており、接近して誘導用床材を敷設する場合は、当該壁等から 30～60 cm程度とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>①の場合</p>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>②の場合</p>  </div> </div>
11	敷地内通路	<p>○ 誘導用床材の仕様（材質）</p> <p>誘導用床材は一般の人及び車いすの通行に支障があると考えられるが、ペインティングでの代替措置とできないか。</p>	<p>代替措置はできません。誘導の基本は、足裏の感触(突起のある誘導用床材・注意喚起用床材の敷設)と残視能力(誘導用床材・注意喚起用床材と周辺床材との明度・彩度の配慮)の双方による必要があるため、敷設を求めています。</p>
12	敷地内通路	<p>○ 床材の明度差確保について</p> <p>誘導用床材及び注意喚起用床材は、必ず周囲の床材と明度差が確保されていなければならないのか。</p> <p>又、ステンレスは不可となるのか。</p>	<p>ステンレス製を不可とするものではない。誘導用床材及び注意喚起用床材の色は、原則として黄色を基本とし、他の床材との明度変化をつけるように配慮すること。</p> <p>※明度変化は色度差2度以上が望ましく、黄色を基本とするのは、弱視者が識別しやすいことによる。</p>
13	敷地内通路	<p>○ 誘導用床材の代替措置（インターホン）</p> <p>誘導用床材の代替措置としての「その他これに代わる装置」とはどのようなものがあるか。</p>	<p>道路（歩道）に面した敷地の入り口付近に、インターホンの設置を行い施設側の人的な対応を求める方法があります。</p> <p>この場合、音声による誘導或いは誘導用床材により道路（歩道）からインターホンまで誘導していただく事が必要です。</p>

14	敷地内通路	<p>○ 階段縁端部の立ち上り</p> <p>格子状の手すりしかない階段の縁端部の立ち上り 5 cmの確保の方法は。</p>	<p>格子状の手すりを設置する階段の縁端部に設ける 5 cmの立ち上りは面として連続するものであることが必要です。</p>  <p>※長崎県福祉まちづくり条例 施設整備マニュアルから引用</p>
15	廊下	<p>○ 店舗、パチンコ店の通路</p> <p>店舗内の通路(陳列棚などの通路)には、廊下の整備基準が適用されるか。</p>	<p>店舗内部の商品陳列棚等の中のいわゆる「店舗内の通路」は条例の整備基準の対象である「廊下」には該当しません。</p> <p>(ただし、車いす利用者と歩行者がすれ違える程度の通路幅員を確保されることを推奨しています。)</p>
16	内部出入口	<p>○ 内部出入口適用対象外</p> <p>内部出入り口の基準が適用されない特定関連施設及び部分はあるか。</p>	<p>共同住宅の住戸の出入口及び延べ床面積が 2000 ㎡未満の特定生活関連施設で避難階以外の階に存するものの出入口には適用しないことと規定されています。</p>
17	外部出入口	<p>○ 外部出入口扉の開閉仕様</p> <p>外部出入口の扉の開閉仕様について、開き戸の設置も可能か。</p>	<p>開き戸の設置は可能です。基準では、車いす利用者自身で戸の開閉を行い通過出来る構造が求められています。自動的に開閉する場合を除き、扉の前には扉の開閉にともなう車いす利用者の動きに支障のないスペースの確保が必要となります。</p> <p>また、扉の押し板の高さは 100 cm以下が車いす使用者に利用しやすいものとなります。</p>
18	階段	<p>○ 整備基準の適用範囲</p> <p>特定生活関連施設への「階段の整備基準」は、「全ての階段」に適用するのか。</p>	<p>特定生活関連施設に複数の階段がある場合、施設利用者が日常的に利用することが想定されない階段、及び、専ら火災等の避難時のみに利用されると考えられる階段については適用されません。</p> <p><適用が除外できると判断される階段例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時のみの利用のために設置された避難階段 ・ 従業員のみが利用する階段 ・ 設備の点検のために設置された部分的な階段 <p>※ただし、高層マンションの低層階の人が利用する階段等、不特定多数の人が日常的に利用されることが想定される場合は適用対象とする。</p>

19	階段	<p>○ 回り段</p> <p>「回り段」とはどのような階段か。</p>	<p>「回り段」とは、整備マニュアルP34のイの注意書きにありますとおり、螺旋階段や踊場に段差を設けた階段と定義しています。</p> <p>「回り段」とは以下のとおりです。</p>  <p>※バリアフリー法逐条解説（建築物）2021年版から引用</p>
20	便所	<p>○ 便所に必要な衛生器具等</p> <p>便所に設置する設備について、ベビーベッド、オムツ替えの台、ベビーチェア、オストメイトなどの設備は設置する必要があるか。</p>	<p>条例ではベビーベッド、オムツ替えの台、ベビーチェア、オストメイトの設置は義務付けていませんが、施設の利用に応じた配慮をお願いします。</p>
21	便所	<p>○ 洗面器の手すり等</p> <p>高齢者、障害者が円滑に利用できる洗面器への手すりの設置について</p>	<p>原則手すりの設置が必要です。</p> <p>洗面器に手すりを設置しない場合には、手すりの代替となるカウンター式の洗面器を男子用女子用に限らず設置する必要があります。</p>
22	便所	<p>○ 傾斜鏡</p> <p>多目的（多機能・車いす使用者用）便所の鏡の仕様について</p>	<p>多目的トイレ等に設置する鏡については、健常者の利用も有る事から傾斜鏡の使用を避けると共に、車いす利用者が利用できる様に設置高さを80cm程度としたうえで、高さ100cm程度の鏡を設置する事を推奨しています。</p>
23	便所	<p>○ 非常用通報装置</p> <p>非常用通報装置の通報（接続）先について</p>	<p>原則的には、受付・詰め所・管理人室等に通報（連絡）が行われるようにすること。困難な場合については、便所の出入口の廊下（人目につきやすい場所）等に点滅ランプ、通報ブザーによる通報装置を設けた場合についても可とします。</p> <p>単独の建築物となる公衆便所等については、外部の通行者等により発見が容易な場所としてください。</p>
24	エレベーター	<p>○ エレベーターの設置基準</p>	<p>整備基準において、共同住宅については、「エレベーターを設ける場合においては」となっているとおり、エレベーターの設置は事業者の判断であり、義務ではありません。</p> <p>共同住宅のエレベーターの整備基準の適用については、戸数（25戸以上）が要件であるため、25戸未満の共同住宅にエレベーターを設置した場合は、整備基準への適合を求めません。</p>

25	エレベーター	○ 音声誘導装置 エレベーターの整備基準のうち、音声による昇降方向を知らせる装置とはどのようなものか。	アナウンスによる方法を基本としています。 ・ 移動方向（上・下） ・ 階数（着床階）
26	駐車場	○ 車いす使用者用駐車場の表示	整備基準は「見やすい方法により表示すること」と規定しており、現場の状況を考慮した上で、舗装面・看板・壁面の活用など、いずれかの表示を行ってください。 計画にあたって重要視すべきは「見やすい（見通し）」・「わかりやすい（誰もが理解できる）」ことです。
27	駐車場	○ ゼブラゾーンの取扱い	駐車区画に一般的によく見かけるゼブラゾーン(乗降スペース)の表示については、車いす使用者用駐車スペースであることが分かりやすいものとするが、整備基準上のゼブラ表示の義務はありません。
28	案内板	○ 案内板の外国語併記 案内板の外国語併記について、「必要に応じて」の判断方法は。	特定生活関連施設において、外国人の利用が想定される場合としている。外国語の種類は想定される外国人の言語とします。「外国人の利用が想定されない施設」や「案内板の近くに受付などがあり、職員で対応できるような施設」は、それを理由として併記無しとすることは可能です。（整備項目表に併記しない理由を記入すること。）
29	諸設備	○ 受付カウンター 受付カウンターの構造で配慮する点について	受付カウンターはその全部又は一部について ① 天板の高さ：75cm 程度 ② 下部空間：60cm～65cm 程度 ※車いすのキャスターやひざが入るよう考慮 なお、固定式カウンターでの対応が難しい場合は、移動式の記載台にて対応してください。
30	諸設備	○ 点滅式誘導灯の設置個所 点滅式誘導灯はどのような位置に設置すべきか	消防法施行規則第28条の3第4項第三号により、避難口誘導灯に点滅機能を有するもの又は表示面の明るさが20カンデラ以上のものを設置します。 なお、点滅機能又は音声誘導機能は同項第六号イより ① 屋内から直接地上へ通ずる出入口 ② 直通階段の出入口 <u>以外の避難口誘導灯には設けてはならない</u> とされています。

31	条例第13条 ただし書き	○ 自動車販売店等の視覚障害者対応について 自動車販売店等の専門店において、視覚障害者への対応は必要か	自動車・自動二輪車・自転車等の販売店については、視覚障害者自らの利用が考えられない物品を販売していることから、視覚障害者に関係する整備基準の適用は不要と考えます。 ただし、昨今の専門店については、関連商品としてのウェア一等を一般向けに販売する店舗部分も見受けられることから、関連商品を販売する部分については、その部分を「物販店舗」として、整備基準をそのまま適用するため視覚障害者対応の整備基準の緩和はありません。
32	条例第13条 ただし書き	○ パチンコ店の視覚障害者対応について パチンコ店等の遊戯施設において視覚障害者への対応は必要か	施設の性格上、視覚障害者の利用が考えられない場合は、視覚障害者のための整備基準の適用は不要と考えることは可能です。ただし、その他の整備基準への配慮は必要です。 (例) ① 視覚障害者に必要な誘導ブロックは不要 ② 車いす利用者等の肢体不自由者への対応は必要
33	条例第13条 ただし書き	○ 知的障害者支援療養施設について 車いす使用者の利用がないことを理由に、福祉のまちづくり条例の適用基準の緩和があるか	福祉のまちづくり条例は施設利用者の一時的な身体障害（負傷）等も含め規定されています。 本事例の場合、施設が社会福祉事業の対象施設であれば、福祉のまちづくり条例の適用を受け当然ながら基準に適合することが求められます。